

## 社会福祉法人成光会役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人成光会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償費等について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事会の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

### (支給の方法)

第7条 報酬の支給の方法については、理事会・評議員会等の出席の都度、また事業の運営のために業務にあたった都度原則現金により支給する。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の承認を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年6月8日 から施行する。

平成30年6月21日 改訂

令和元年6月28日 改訂(承認)(適用日は令和元年6月12日)

別表1 (第3条関係)

名称	報酬(日額)	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	費用弁償規程による
評議員会出席報酬等	10,000円	費用弁償規程による

別表2 (第4条及び第5条関係)

名称	報酬(日額)	実費弁償費
理事長業務報酬等	10,000円	費用弁償規程による
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	費用弁償規程による
監事監査指導報酬等	10,000円	費用弁償規程による

別表3 (第6条関係)

名称	報酬(日額)	旅費
報酬及び旅費	10,000円	旅費規程による